兵庫県公報

平成20年7月18日 金曜日 第 1997 号

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

	H			
				^° - `y`
	淡路市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出(市町振興課)			1
	同 上(同)			2
	同 上(同)			2
	同 上(同)			
	同 上(同)			2
	宝塚市の区域内における町の区域変更(同)			3
	小野市の区域内における字の区域変更(同)			3
	淡路市の区域内における字の区域変更(同)			3
	同 上(同)			4
	同 上(同)			4
	同 上(同) 同 上(同)			4 4
	同 上(同) 同 上(同)			4 5
				6
	国土調査の成果の認証(同)			6
	保安林の指定(豊かな森づくり課)			7
	同 上(同)			7
	同 上(同)			8
	同 上(同)			8
	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課)			8
	同 上(同)			12
	道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)			13
	同 上(同)			13
	道路の区域の変更、供用開始等(同)			
	宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知(都市政策課)			14
	公告			
	ス ロ 落札者等の公示(管理課)			14
				15
	同 上(同)			15
	随意契約の相手方等の公示(県立大学)			15
				16
	正誤			4.0
	平成19年4月1日付け兵庫県公報第7号外中			16
	告 示			
F	事県告示第731号			
	♥ポロパポ7019 炎路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成20年3月28日に確認した	ᄕᇸ	- 白 : 公:	:+/ D73
		日、地刀		口口
不 Ц2	2年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、淡路市長から届出があった。			
	平成20年7月18日			
	兵庫県知事	井戸	敏	Ξ
ſ	66 A +4			\neg
	所 在 地	面	積	

淡路市富島字大年中濱403の23、403の27、富島字大年東濱484の21及び富島字島脇595の28の地先の公有水面埋立地

1,566.12m²

兵庫県告示第732号

淡路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成20年3月28日に確認した旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

F	在	地	面	積
淡路市富島字小倉濱940の6か 公有水面埋立地	ら940の9まで、	、940の11、940の15及び940の16の地先の	2,	613.20m²

兵庫県告示第733号

淡路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成20年3月28日に確認した旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	所	在	地		面	積
淡路市富島字小倉939、 11の地先の公有水面埋		竇940の 1、	940 <i>0</i> 2 、940 <i>0</i> 5 、	940の10及び940の	2,5	530.67m²

兵庫県告示第734号

淡路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成20年3月28日に確認した旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	所	在	地	面	積
淡路市富島字大年西濱394、 有水面埋立地	富島字大年中	『濱403の23、	403の25及び403の26の地先の公	13,7	/37.72m²

兵庫県告示第735号

淡路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成20年3月28日に確認した旨、地方自治法昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

ļ	所	在	地	面	積

淡路市富島字小倉濱940の6から940の9まで、940の15及び940の16に隣接する国有海 浜地の地先の公有水面埋立地

8,281.85m²

兵庫県告示第736号

宝塚市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、宝塚市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年9月1日からその効力を生ずるものとする。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	变	更	前				変	更	後
囲丁		地	番					町	
中筋山手3丁目	40の1 40の4	0 40の47か	ら40の55まで	41の 5					
中筋山手6丁目	51の3 57の1 8	57の21	57の23から570	D31まで	58の 2	58D	中筋山	」手 7	丁目

備考 地番は、平成20年4月1日現在の地番である。

兵庫県告示第737号

小野市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、小野市長から届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

		変	:	更		前		3	ž §	後
大	字	字			地		番	大	字	字
久保	木町	美ノ山	1865	1866				住言	吉町	ソキ田

備考 地番は、平成20年4月30日現在の地番である。

兵庫県告示第738号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	編	λ	す	る	X	域			編入先の字
	所	在	地				面	積	がはとくとログンコー
淡路市富島字大年 484の21及び富島字							1,	566.12m²	富島字大年中濱

備考 地番は、平成19年12月31日現在の地番である。

兵庫県告示第739号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	編	λ	す	る	X	域			編入先の字
	所	在	地				面	積	していると
淡路市富島字小倉 の15及び940の16の					ະ 940 <i>0</i>	11、940	2,6	13.20㎡	富島字小倉濱

備考 地番は、平成19年12月31日現在の地番である。

兵庫県告示第740号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	編	λ	す	る	X	域			編入先の字
	所	在	地				面	積	
淡路市富島字小倉 の5、940の10及び							2,5	30.67m²	富島字小倉濱

備考 地番は、平成19年12月31日現在の地番である。

兵庫県告示第741号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編		入	す	る	X	域			編入先の字
所	f	在	地				面	積	がはとくとログンコー
路市富島字大年西濱 25及び403の26の地先					403の2:	3、403	13,7	37.72m²	富島字大年西濱

備考 地番は、平成19年12月31日現在の地番である。

兵庫県告示第742号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年7月18日

	編	λ	す	る	X	域			編入先の字
	所	在	地				椢	積	して くりしゃく しゅうし
淡路市富島字小倉940の16に隣接する							8,2	281.85m²	富島字小倉濱

備考 地番は、平成19年12月31日現在の地番である。

兵庫県告示第743号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による国土調査の成果の認 証の日からその効力を生ずるものとする。

平成20年7月18日

			·	:冲示州		/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		変	更前	3	芝夏	更 後
大	字	字	地番	大	字	字
塩	尾	磯ノ脇	213の 1 213の 2	塩	尾	明神ノ下
		居屋敷	236	塩	尾	濱
		出口	237			
			239	塩	尾	居屋敷
		戎 ノ 下	571の 1	塩	尾	網代
		狸 穴	519Ø93 519Ø94			
		橘崎	91の1 91の2	塩	尾	磯ノ脇
		濱住吉前	93の1から93の5まで 95			
		明神ノ下	212の 1	塩	尾	居屋敷
遠	田	Ш	1617 <i>o</i> 4	遠	田	中 原
			1624	遠	田	中之内
		中之内	1665の 1	遠	田	長 瀬
		中 原	1931の 1 1932の 5	遠	田	Ш
		萩	1673 <i>o</i> 1	遠	田	研 屋
			3442 <i>o</i> 2	遠	田	本 光 寺
		本光寺	1709	遠	田	研 屋
		横無	678Ø 4 678Ø12	遠	田	加手田
		加手田	1506	遠	田	射場
		研 屋	1718	遠	田	萩
		後明田	1581	遠	田	殿 田
						

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入す る。

備考 地番は、平成20年3月31日現在の地番である。

兵庫県告示第744号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土 地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

宇仁高岡土地改良区

E	E	ź	3		住	所
菅	野	文	雄	加す	東市高岡1273都	番地 1
大	西	好	浩	加西	5市馬渡谷町3	95番地
神	田	直	臣	同	市大工町164	番地の2
繁	田	武	久	同	市鍛治屋町5	95番地
福	田	耕	作	同	市油谷町414	番地の 1
井	上	正	實	同	市田谷町107	′6番地
常	峰	八	郎	同	市田谷町101	7番地
高	見	州	利	同	市国正町697	潘地
井	上	雅	仁	同	市国正町889	番地
常	峰	_	Ξ	同	市小印南町6	23番地
常	峰	比到	法	同	市小印南町1	34番地
畄	田	或	男	同	市青野町435	番地
繁	田	昭	彦	同	市青野町309	番地
髙	田	利	男	同	市別府町甲2	199番地
別	府	博	行	同	市別府町甲2	499番地
稲	坂	陽	吉	加す	東市高岡441番	地 3
菅	野	義	信	同	市高岡648番	地 2
菅	野	憲	治	同	市高岡2044都	番地
藤	井		洵	同	市高岡2143都	番地
志	方		勉	同	市高岡274番	地
吉	Ш	正	敏	同	市高岡808番	地 2

兵庫県告示第745号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 調査を行った者の名称

たつの市

(2) 調査を行った期間

平成19年1月から平成19年8月まで

(3) 成果の名称

たつの市 (大字御津町岩見の一部(2)) の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

たつの市大字御津町岩見の一部

(5) 認証年月日

平成20年7月4日

2(1) 調査を行った者の名称

たつの市

(2) 調査を行った期間

平成18年11月から平成19年8月まで

(3) 成果の名称

たつの市 (大字御津町岩見の一部(3)) の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

たつの市大字御津町岩見の一部

(5) 認証年月日

平成20年7月4日

兵庫県告示第746号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字大山1322、1331、1344の 1、1344の 2、1345、字コガイノ1360の 1、1360の 2、1363、 1365

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地 域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第747号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区余部字笠木143の1、字轟222から224まで、224の1、224の2

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地 域振興部豊岡農林振興事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第748号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

朝来市生野町栃原字ホキ1793の1、1793の1の1、1793の5から1793の10まで、1793の12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字ホキ1793の1・1793の1の1・1793の5・1793の8(以上4筆について次の図に示す部分に限る。) 1793の6、1793の9、1793の10、1793の12

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第749号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

豊岡市城崎町湯島字元薬師977、977の1、977の2、978、978の1、979

2 指定の目的

落石の危険の防止

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第750号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月18日

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 住友電気工業株式会社伊丹製作所 伊丹市昆陽北1丁目1番1号 所長 柴 田 敏 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 住友電気工業株式会社伊丹製作所 伊丹市昆陽北1丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種					薬	63号ホ 廃ガス	廃ガス洗浄施設	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設(No.1)	ルカリによる No.1)	65号 酸又はアルカリによる表面 処理施設(No. 2 ~ No. 4)	/カリによる表面 ~ No. 4)
碧					t T	80m³/分		酸化クロムスラ	ラリー10L/日	酸化クロムスラリー10 L ガリウム金属材料10kg /	1-10L/日/基 110kg/日/基
皇 量 工	手矛	元	年	月	Ш	許可後		同左		同左	
計	成予	7.	併	田	Ш	着手後7日		同左		同左	
使用開	始予	7.	并	日	Ш	完成後		五 回		五 回	
使用時間の間隔及び1日当たりの使	隔及び1	1.	たりの	使用時間	聖	24時間連続		子 回		五 回	
使用時間の	の季節	纪	烫動	の 競	瞅	なって		同左		同左	
		×		尔		無	最大	岩	最大	岩	最大
	¥	素が	、素イイン漂(水素指数	/濃度数)	44以	4 ~ 6	4	2 ~ 3	2	2 ~ 3	2
	士 核)	元 単位 位	的酸湯 mg/	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		30以下	30	1以下	1	1以下	-
使用時において当該特	分	学的 単位	化学的酸素要: (単位 mg/L	要求量 / L)		30以下	30	上份1	1	1以下	1
定施設から	败	5 遊 (単位	物 質 [mg/L			20以下	20	13,000以下	13,000	13,000以下	13,000
排出される活水等の汚) } }	ルヘキゼ単位	/ルマルヘキサン抽出物 単位 mg / 1	1物質含有量 ′ L)	重	1以下	1	土約 8	3	土竹m	3
染状態の通	倒	素 単位	素含有(単位)	$\overline{}$		10以下	10	4000天	400	4000年	400
完め値及い 最大の値	(I	が単位) A 含 有 (単位 mg/L)		1以下	1	-	-	-	
	ふ ()	素及单位	ふっ素及びその化 (単位 mg/L) 化合物 (L)	栁	1以下	1	ı	ı	1	,
	7	7 单位	ロ ム 含 有 (単位 mg/し)	画	-	-	土約01	10	10以下	10
	E ()	素及單位	ほう素及びその化 (単位 mg/L)化合物 ′ L)	拗	ı	-	-	-	-	
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量(単位 m³/日)) 曹の急	な特定 単位	施設; m³	から描/日/	丑(0	0.4	0	0.3	香/0	香/9.0

	1		
65号 酸メはアルカリによる 表面処理施設(No.5)	ルガリによる No.5)	66号 電気めっき施設	き施設
5 kg / 日		1 m ² / ⊟	
同左		同左	
同左		五 回	
同左		同左	
8 時30分~17時	17時30分 9時間	同左	
同左		日 左	
順	最大	選 運	最大
7.7~9.5	9.5	4 ~ 6.5	4
900以下	006	3以下	8
130以下	130	110以下	110
20以下	20	8.3以下	8.3
1以下	1	1以下	1
-	•		
-	-	-	-
-	1	-	ı
-	•		
-	-	300以下	300
0	0.3	0	0.12

備考 汚水等の処理は外部業者に委託及び公共下水道に流入するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚 濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年7月18日から同年8月8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第751号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設 の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事 項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地 常務取締役本社工場長 長 濱 繁 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 多木化学株式会社 本社工場 加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

種				類	27号ヌ 廃ガ (No.1)	ス洗浄施設	27号ヌ 廃ガ (No.2)	ス洗浄施設
能				カ	12,000 N m ³ /	′ 時	同左	
工 事 着	手 予	定 :	年月	日	許可後		同左	
工 事 完	成予	定 :	年 月	日	着手後 1 箇月		同左	
使 用 開	始 予	定 :	年 月	日	完成後		同左	
使用時間の間	隔及び1日	当当たり	の使用	時間	24時間連続		同左	
使用時間(の季節	的变	動の概	要	なし		同左	
	D	<u> </u>	分		通常	最大	通常	最大
使用時におい	水 素		ン 指数)	度	1 未満	1 未満	7 ~ 9	7 ~ 9
で当該特定施設から排出さ	から排出さ (単位 mg/L) 10 20		20	3	5			
れる汚水等の 汚染状態の通	浮 遊 (単		質 g / L)	量	20	30	20	30
常の値及び最大の値	室 素 (単		含 有 量 位 mg/L)		1 2		1	2
	り ん (単		有 g / L)	量	0.2	0.4	0.2	0.4

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m³/日)	3	3	1.8	1.8	
る汚水等の量(単位 m³/日)	3	3	1.8		1.8

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年7月18日から同年8月8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第752号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道	路(か 種	類	道路	の E	<u> </u>		
路	K	泉	名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道				加東市社字広野350番 1 から	IΒ	10.0から 23.0まで	167.0	
3	7	2	号	同 市社字池之内870番2まで	新	10.0から 34.0まで	167.0	

兵庫県告示第753号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦 覧に供する。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路(の E			
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	美方郡香美町村岡区高津字ワイタ柿805番 1から	旧	6.0から 24.0まで	455.0	
香 住 村 岡 線	同 郡同 町村岡区高津字高尾653番1ま で	新	9.0から 31.0まで	455.0	

兵庫県告示第754号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧

に供する。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路(の E	<u>〈</u> 域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	加東市山国字北ノ谷1820番 3 から	IΒ	6.0から 16.0まで	194.0	
神戸加東線	同 市社字池之内874番2まで	新	10.0から 26.0まで	189.0	

兵庫県告示第755号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成20年7月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社リアルネットワーク

代表者氏名 久本哲夫

事務所所在地 明石市鳥羽1442 - 14

免 許 番 号 兵庫県知事(5)第009318号

免許年月日 平成15年12月27日

2 処分の内容免許の取消し

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 平成20年7月18日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
- 県立都市公園芝生等維持管理機械一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日
 - 平成20年6月25日
- 4 落札者の名称及び住所

株式会社トライ 大阪府門真市新橋町23番4-8号

- 5 落札金額
 - 63,794,850円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成20年5月20日

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 平成20年7月18日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

県庁WANパソコン等(本庁分等)一式の賃貸借

- 3 落札者を決定した日 平成20年 6 月30日
- 4 落札者の名称及び住所

東京リース株式会社 神戸市中央区江戸町95番地

5 落札金額

520,128,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成20年5月20日

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 平成20年7月18日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 中型スクールバス 4台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日

平成20年7月1日

4 落札者の名称及び住所

神戸日野自動車株式会社 神戸市東灘区向洋町西 5 丁目11番

5 落札金額

58,800,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成20年5月20日

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年7月18日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大 原 義 弘

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

学生情報システム一式(賃貸借)

- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地 兵庫県立大学事務局 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年5月29日

4 随意契約の相手方名称及び住所

西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番

5 随意契約に係る契約金額

206,640,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(a)による

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 平成20年7月18日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大 原 義 弘

1 落札に係る物品の名称及び数量

遠隔授業システム一式(賃貸借)

- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地 兵庫県立大学事務局 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
- 3 落札者を決定した日

平成20年6月5日

4 落札者の名称及び住所

西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番

5 落札金額

282,870,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続き
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成20年4月15日

正 誤

平成19年4月1日付け(兵庫県公報第7号外)

病院局組織規程の一部を改正する管理規程(平成19年兵庫県病院管理規程第3号)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	上から14	「放射線科」	「放射線科、」